現行

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、意図伝達業務委託仕様書(別添の仕様書及び要領をいう。以下「意図伝達仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び意図伝達仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契 約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、 発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第8条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは意図伝達仕様書に特別の定めが ある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議が ある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をそ の責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、意図伝達仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び意図伝達仕様書における期間の定めについて

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、意図伝達業務委託仕様書(別冊の仕様書及び要領をいう。以下「意図伝達仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び意図伝達仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

改正案

- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契 約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、 発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第8条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは意図伝達仕様書に特別の定めが ある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議が ある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をそ の責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、意図伝達仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び意図伝達仕様書における期間の定めについて

は、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律 第48号)の定めるところによるものとする。

- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- き、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うもの を除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意 による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、 質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面によ り行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合 には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行 うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既 に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交 付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協 議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとす る。

(業務計画書の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に意図伝達仕様書 に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければなら ない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を 受理した目から7日以内に、受注者に対してその修正を請求す ることができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は意図伝達仕 様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認め

は、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律 第48号)の定めるところによるものとする。

- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第42条の規定に基づ 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第42条の規定に基づ き、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うもの を除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意 による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、 承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書 面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合 には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行 うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既 に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交 付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協 議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとす る。

(業務計画書の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に意図伝達仕様書 に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければなら ない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を 受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求す ることができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は意図伝達仕 様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認め

- るときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求すること ができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は前項の請求について準用する。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。
- 5 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (権利義務の譲渡等)
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者 に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、 発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡 し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りで ない。

(秘密の保持)

- 第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏ら してはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等(業務を行ううえで得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が意図伝達仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、 あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発 注者が意図伝達仕様書において指定した軽微な部分を委任し ようとするときは、この限りでない。

- るときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求すること ができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は前項の請求について準用する。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。
- 5 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (権利義務の譲渡等)
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者 に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、 発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡 し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りで ない。

(秘密の保持)

- 第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏ら してはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が意図伝達仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、 あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発 注者が意図伝達仕様書において指定した軽微な部分を委任し ようとするときは、この限りでない。

- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号 又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 (調査職員)
- 第7条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者 に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様 とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項の うち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、意 図伝達仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有す る。
 - (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び意図伝達仕様書の記載内容に関する受注者の質問に対する回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、意図伝達仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示等は、原則として、書 面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により発注者が調査職員を置いたときは、この 約款に定める書面の提出は、意図伝達仕様書に定めるものを除 き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、

- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号 又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 (調査職員)
- 第7条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者 に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様 とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項の うち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、意 図伝達仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有す る。
 - (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び意図伝達仕様書の記載内容に関する受注者 の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、意図伝達仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示<u>又は承諾</u>は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により発注者が調査職員を置いたときは、この 約款に定める書面の提出は、意図伝達仕様書に定めるものを除 き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、

調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄 を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料 の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定 及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに この契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の 一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第9条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその 業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に 対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべ きことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求 に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と 認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面 により、必要な処置をとるべきことを請求することができる。

調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄 を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料 の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定 及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに この契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の 一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第9条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求 に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と 認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面 により、必要な処置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求 に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

の契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第 11 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業 │第 11 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業 務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、 品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、意図伝達仕様 書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日か ら7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければな らない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しな ければならない。
- 4 受注者は、意図伝達仕様書に定めるところにより、業務の完 | 了、意図伝達仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を 発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損 し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した 期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還 に代えて損害を賠償しなければならない。

(意図伝達仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第12条 受注者は、業務の内容が意図伝達仕様書又は発注者の 指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場 合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求 に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発

に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

書に定めるところによる。

第10条 受注者は、意図伝達仕様書に定めるところにより、こ│第10条 受注者は、意図伝達仕様書に定めるところにより、こ の契約の履行について発注者に報告しなければならない。 (貸与品等)

- 務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、 品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、意図伝達仕様
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日か ら7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければな らない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しな ければならない。
- 4 受注者は、意図伝達仕様書に定めるところにより、業務の完 了、意図伝達仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を 発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損 し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した 期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還 に代えて損害を賠償しなければならない。

(意図伝達仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第12条 受注者は、業務の内容が意図伝達仕様書又は発注者の 指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場 合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求 に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発

注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由に よるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼし たときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれか に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通 知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様書が一致しないこと。
 - (2) 意図伝達仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 意図伝達仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等意図伝達仕様書に示された自然的又は人 為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 意図伝達仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら 前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの 上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立 会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことが できる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、

注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由に よるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼし たときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれか に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通 知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様書が一致しないこと。
 - (2) 意図伝達仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 意図伝達仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等意図伝達仕様書に示された自然的又は人 為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 意図伝達仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら 同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの 上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立 会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことが できる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、

意図伝達仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により意図伝達仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(意図伝達仕様書等の変更)

第 14 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、意図伝達仕様書又は業務に関する指示(以下この条及び第 16 条において「意図伝達仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、意図伝達仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第 15 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第 16 条 受注者は、意図伝達仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき意図伝達仕様書等の変更を提案することができる。

意図伝達仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により意図伝達仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(意図伝達仕様書等の変更)

第14条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、意図伝達仕様書又は業務に関する指示(以下この条及び第16条において「意図伝達仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、意図伝達仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第15条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第 16 条 受注者は、意図伝達仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき意図伝達仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合におい 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合におい て、必要があると認めるときは、意図伝達仕様書等の変更を受 注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により意図伝達仕様書等が変更された 場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は 業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第17条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により 履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由 を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求す ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必 要があると認める場合には、履行期間を延長するものとする。 この場合において、発注者は、その履行期間の延長が発注者の 青めに帰すべき事由による場合においては、当該業務委託料に ついて必要な変更を行なうとともに、受注者に履行期間の延長 に伴う損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければなら ない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第18条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要 があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することが できる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長 すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行 期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない 履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められる 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められると ときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたと

- て、必要があると認めるときは、意図伝達仕様書等の変更を受 注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により意図伝達仕様書等が変更された 場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は 業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第17条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により 履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由 を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求す ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必 要があると認める場合には、履行期間を延長するものとする。 この場合において、発注者は、その履行期間の延長が発注者の 青めに帰すべき事由による場合においては、当該業務委託料に ついて必要な変更を行なうとともに、受注者に履行期間の延長 に伴う損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 18 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要 があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することが できる。

(削除)

きは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたとき

きは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第19条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議 して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整 わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴 いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履 行期間の変更事由が生じた日(第17条の場合にあっては、発 注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあって は、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内 に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の 日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第 20 条 第 12 条から第 18 条まで又は第 30 条の規定により業 務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者 と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の目から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通 知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴 いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業 務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日 を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注 者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合 又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額に ついては、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

は必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第19条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議 して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整 わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴 いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履 行期間の変更事由が生じた日(第17条の場合にあっては、発 注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあって は、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内 に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の 日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第20条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協 議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴 いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業 務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日 を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注 者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合 又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額に ついては、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第 21 条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次 │第 21 条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次

条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(意図伝達仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 22 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当 該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、 受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(意図伝達 仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補され た部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その 他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、 発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の 指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰す べき事由があることを知りながらこれを通知しなかったとき は、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争 を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処 理解決に当たるものとする。

(業務委託料の増額等に代える意図伝達仕様書の変更)

第23条 発注者は、第12条から第18条まで、第21条又は第30条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて意図伝達仕様書を変更することができる。この場合において、意図伝達仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注

条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(意図伝達仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、 受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(意図伝達 仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補され た部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その 他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、 発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の 指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰す べき事由があることを知りながらこれを通知しなかったとき は、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争 を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処 理解決に当たるものとする。

(業務委託料の増額等に代える意図伝達仕様書の変更)

第 23 条 発注者は、第 12 条から第 18 条まで、第 21 条又は第 30 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて意図伝達仕様書を変更することができる。この場合において、意図伝達仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注

者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第 24 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に 通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下 「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたと きは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いのうえ、 意図伝達仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認する ための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなけれ ばならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受 注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務 報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに 履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合にお いては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準 用する。

者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第 24 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に 通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、意図伝達仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受 注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務 報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに 履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合にお いては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準 用する。

(業務委託料の支払い)

- 第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務 委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間 内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査を完 了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項におい て「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。こ の場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとき は、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日におい て満了したものとみなす。

(部分払)

- 第26条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中3回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、 当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければ ならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いのうえ、意図伝達仕様書に定め るところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確 認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払

(業務委託料の支払い)

- 第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務 委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間 内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査を完 了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項におい て「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。こ の場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとき は、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日におい て満了したものとみなす。

(部分払)

- 第26条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中3回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、 当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければ ならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、意図伝達仕様書に定める ところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認 の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払

「富山市意図伝達業務委託契約約款」の新旧対照表

を請求することができる。この場合においては、発注者は、当 該請求を受けた目から14日以内に部分払金を支払わなければ ならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、 第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定 める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内 に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第1項の業務委託料相当額× (9/10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分 払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委 託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の 対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとす る。

(債務負担行為に係る契約の特則)

る業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。) は、次のとおりとする。

平成 年度 平成 年度 円 平成 年度

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のと おりである。

年度 平成 年度 平成 平成 年度

を請求することができる。この場合においては、発注者は、当 該請求を受けた目から14日以内に部分払金を支払わなければ ならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、 第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定 める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内 に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の業務委託料相当額× (9/10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分 払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委 託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の 対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとす

(債務負担行為に係る契約の特則)

第27条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度におけ │ 第27条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度におけ る業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。) は、次のとおりとする。

> 年度 円 年度 年度 Н

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のと おりである。

> 年度 円 年度 Н 年度

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項 │ 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項

の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができ る。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第 28 条 債務負担行為に係る契約の部分払については、第 26 条中「業務の完了」とあるのは「業務の完了(最終の会計年度 以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第 26 条第 1 項及び第6項中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出 来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、 この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。) 以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が 可能となる時期以前に部分払金の支払いを請求することはで きない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について部分払金を支払 わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定に よる読み替え後の第26条第1項の規定にかかわらず、受注者 は、契約会計年度について部分払金の支払いを請求することが できない。

(第三者による代理受領)

- 第29条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は 一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした 場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受 注者の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に 対して第25条又は第26条の規定に基づく支払いをしなければ ならない。

(部分払金の不払いに対する受注者の業務中止)

延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわら

の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができ る。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第 28 条 債務負担行為に係る契約の部分払については、第 26 条中「業務の完了」とあるのは「業務の完了(最終の会計年度 以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第26条第1 項及び第6項中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出 来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、 この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。) 以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が 可能となる時期以前に部分払金の支払いを請求することはで きかい。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について部分払金を支払 わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定に よる読み替え後の第26条第1項の規定にかかわらず、受注者 は、契約会計年度について部分払金の支払いを請求することが できない。

(第三者による代理受領)

- 第29条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は 一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした 場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受 注者の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に 対して第25条又は第26条の規定に基づく支払いをしなければ ならない。

(部分払金の不払いに対する受注者の業務中止)

第30条 受注者は、発注者が第26条の規定に基づく支払いを遅 | 第30条 受注者は、発注者が第26条の規定に基づく支払いを遅 延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわら

ず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止する ことができる。この場合においては、受注者は、その理由を明 示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければな らない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え必要とする業務の一時中止に伴う増加費用若しくは受注者に及ぼした損害に係る費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第31条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第24条第2項又は 第26条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れ るものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第24条第3項又は第4項の規定により意図伝達業務が完了した日から本件建築物等の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことができる期間は、意図伝達業務完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、意図伝達業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわら

ず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止する ことができる。この場合においては、受注者は、その理由を明 示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければな らない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え必要とする業務の一時中止に伴う増加費用若しくは受注者に及ぼした損害に係る費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第31条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第24条第2項又は 第26条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れ るものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第24条第3項又は第4項の規定により意図伝達業務が完了した日から本件建築物等の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことができる期間は、意図伝達業務完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、意図伝達業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわら

- ず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求 又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が その違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が意図伝達仕様書の記載 内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであ るときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示 又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知し なかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第32条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務 を完了することができない場合においては、発注者は、損害金 の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第26条の規定による 部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応 じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律 第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に 規定する遅延利息の率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第25条第2項若しく は第26条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払 いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅 延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利 息の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求する ことができる。

(発注者の解除権)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると きは、この契約を解除することができる。

- ず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求 又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が その違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が意図伝達仕様書の記載 内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであ るときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示 又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知し なかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第34 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除す ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了 しないとき、又は履行期間の満了の日後相当の期間内に業務 を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違 反によりこの契約の目的を達成することができないと認め られるとき。

- <u>約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この</u> 限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後 相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められる とき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第31条第1項の履行がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると きは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の業務の完成の債務の履行を拒絶する 意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者 がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した 場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達 することができないとき。
 - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は 一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するこ とができない場合において、受注者が履行をしないでその 時期を経過したとき。

「富山市意図伝達業務委託契約約款」の新旧対照表

- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行を せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達す るのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであ るとき。
- (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 36 条又は第 37 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員 のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれ かに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者 が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時 建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表 者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると 認められるとき。
- <u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u>
- <u>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る</u> 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は

暴力団員を利用した等と認められるとき。

- 二 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給 し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力 団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイから ホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と 契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再 委託契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該 当する場合を除く。)に、発注者が発注者に対して当該契 約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 第34条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独 占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合に おいて、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付 命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された 場合を含む。)。
 - (3) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又

- 暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の 維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる とき。
- <u>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき</u> 関係を有していると認められるとき。
- へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイから ホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と 契約を締結したと認められるとき。
- チ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- リ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独 占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合に おいて、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付 命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された 場合を含む。)。
- ヌ 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用 人)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又

は同法第198条による刑が確定したとき。

- 第35条 発注者は、前2条の規定によるほか、業務が完了する までの間、必要があると認めるときは、この契約を解除するこ とができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより 受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければな らない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第35条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金とし て発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第 33 条又は第 34 条の規定によりこの契約が解除された 場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2 号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

は同法第198条による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 35 条 第 33 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当 の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がな いときは、この契約を解除することができる。ただし、その 期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引 上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

<u>(受注者の催告によらない解除権)</u>

- <u>第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直</u> ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第14条の規定により意図伝達仕様書を変更したため業務 委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第 15 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分 の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、 6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、 その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過 しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 38 条 第 36 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合におい て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選 任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合におい て、民事再生法(平成11年法律第255号)の規定により選 任された再生債務者等

(受注者の解除権)

- 第36条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、こ の契約を解除することができる。
 - (1) 第14条の規定により意図伝達仕様書を変更したため業務 委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、 6 月) を 超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その 一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過して も、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約 の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合におい て、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求するこ とができる。

(解除の効果)

する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第26条に 規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第38条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与 品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければな

規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第37条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定 | 第39条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定 する発注者及び受注者の義務は消滅する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、出来形部分がある場合において、 発注者は、出来形部分に係る確認後、出来形部分に相応する業 務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相

らない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は 過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原 状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ ばならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第33条、第34条又は第35条の2第2項によるときは発注者が定め、第35条又は第36条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

当額に対して支払った額を控除した額を受注者に支払わなければならない。なお、出来形部分に相応する業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第40条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第33条、第34条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第32条、第36又は第37条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い 生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定 に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 41 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると きは、これによって生じた損害の賠償を請求することができ る。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 債務不適合があるとき。
- (3) 第 33 条又は第 34 条の規定により、業務の完了後にこの 契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に 代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違 約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならな い。
 - (1) 第 33 条又は第 34 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又 は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務につ いて履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が

- この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰 することができない事由によるものであるときは、第1項及 び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場 合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業 務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払 遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した 額の利息を付した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第42条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場 合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができ る。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の 社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事 由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第 36 条又は第 37 条の規定によりこの契約が解除された とき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をし ないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 2 第25条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた 場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数 に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息 の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求する ことができる。

(賠償の予約)

第39条 受注者は、この契約に関して、第34条各号のいずれか | 第43条 受注者は、この契約に関して、第34条第9号チから に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わ

(賠償の予約)

ヌのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除する

ず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に 相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場 合は、この限りでない。

- (1) 第34条第1号又は第2号に該当する場合であって、排除 措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引 委員会告示第15号) 第6項に規定する不当廉売に該当する ときその他発注者が特に認めるとき。
- (2) 第34条第3号に該当する場合であって、刑法第198条の 規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定 する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分 につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保 険)

第40条 受注者は、意図伝達仕様書に基づき保険を付したとき 又は任意に保険を付しているときは、当該保険にかかる証券又 はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならな V)

(賠償金等の徴収)

か否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、 次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) **第34条第9号チ又はリ**に該当する場合であって、排除措 置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2 条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委 昌会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当すると きその他発注者が特に認めるとき。
- (2) 第34条第9号ヌに該当する場合であって、刑法第198条 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規 定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過 分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解 散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又 は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができ る。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成 員であった者は、共同連帯して前3項の額を発注者に支払わな ければならない。

(保 険)

第44条 受注者は、意図伝達仕様書に基づき保険を付したとき 又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又は これに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 41 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金 | 第 45 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金

をこの指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅 延利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

- 第42条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者がそれそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する 紛争、又は、受注者の使用人若しくは受注者から業務を委任された者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行 に関する紛争については、第9条第2項の規定により受注者が 決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決 定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同 条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注 者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求する

を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から 遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延 利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

- 第46条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する 紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請 け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の 執行に関する紛争については、第9条第2項の規定により受注 者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者 が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わず に同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、 発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続きを請求

「富山市意図伝達業務委託契約約款」の新旧対照表

ことができない。

3 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続を経 た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について 民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は 民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立を 行うことができない。

(契約外の事項)

発注者と受注者とが協議して定める。

することができない。

3 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続を経 た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について 民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民 事調停法 (昭和 26 年法律第 222 号) に基づく調停の申立てを 行うことができない。

(契約外の事項)

第43条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて │第47条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて 発注者と受注者とが協議して定める。